

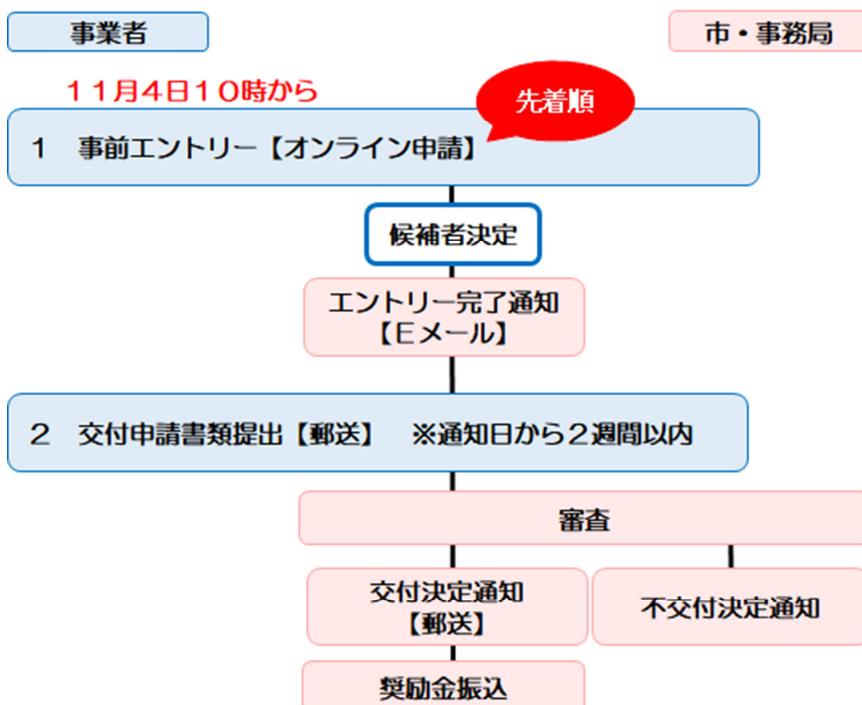
令和7年度弘前市賃上げ応援奨励金 募集要項（令和7年10月22日修正）

1. 弘前市賃上げ応援奨励金の概要

（1）奨励金の額

- 賃上げした従業員1人につき、5万円を交付します。
- 上限は、1事業者あたり100万円（20人分）です。
※ 奨励金の交付は1事業者につき1回限りとします。

（2）申請手続きの流れ



※ 補欠決定を受けた事業者については、候補者決定を受けた事業者が交付を辞退した場合や、審査の過程において要件を満たしていないことなどにより奨励金の予算に余剰が生じた場合に、候補者として決定します。

2. 交付対象者

（1）交付の対象事業者

交付の対象となるのは、

- ・中小企業基本法に定める中小企業者（※1）
- ・常時使用する従業員の数が100人以下である特定非営利活動法人
- ・常時使用する従業員の数が100人以下である公益法人等
- ・常時使用する従業員の数が100人以下である医療法人
- ・常時使用する従業員の数が100人以下である協同組合等

のいずれかの事業者であって、次の全てを満たす事業者です。

- 次のアからコまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業（※2）によって所有されている者
- イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上が大企業によっ

て所有されている者

- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
- エ 暴力団（弘前市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び同条例第5条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団と密接な関係を有する者及びこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずる者及び支配人をいう。）となっている法人
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- カ 宗教法人及び宗教法人以外で宗教活動又は政治活動に係る事業を行っている者並びに政治活動に係る事業を行っている者
- キ 同窓会、同好会その他の構成員相互の交流、交歓、意見交換等を主な目的とする公益法人等
- ク 互助会、共済会その他の構成員の福利厚生、相互救済等を主な目的とする公益法人等
- ケ 後援会その他の特定の個人又は団体の支援を主な目的とする公益法人等
- コ 国、地方公共団体その他の公共団体から資本金、基本金等の4分の1以上の出資、出捐等を受け、又は継続的な財政的援助を受けている者
- 法人にあっては、市内に本社又は本店を有すること。個人にあっては、市内に代表者の住所を有し、かつ、市内に事業所を有すること。
- 申請日までに納期限が到来している市税等について滞納がないこと。

※1 次の①から④までのいずれかに該当する会社又は個人をいいます。

- ① 資本金の額又は出資総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人で、主として製造業、建設業、運輸業その他の業種（次の②から④までに掲げる業種を除く。）を営むもの
- ② 資本金の額又は出資総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人で、主として卸売業を営むもの
- ③ 資本金の額又は出資総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人で、主としてサービス業を営むもの
- ④ 資本金の額又は出資総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人で、主として小売業を営むもの

※2 資本金等の額や従業員の数が、上記※1の①から④までに定める規模を超える会社をいいます。

3. 奨励金の交付要件

(1) 対象従業員

- 役員・個人事業主本人を除く、以下の従業員が対象です。
 - ◇ 期間の定めのない契約により雇用され、雇用保険及び厚生年金保険に加入している従業員
 - ◇ 期間の定めがある契約により雇用され、雇用保険に加入している従業員
(例：有期雇用のパート、アルバイト、契約社員など)

(2) 賃上げの要件

- 対象従業員ごとの賃上げ率が2.5%以上となるベースアップ（※3）が必要です。

※3 個々の従業員の勤続年数又は業績評価に基づく昇給を除き、従業員の基本給単価を引き上げることをいいます。ただし、最低賃金に満たない額から最低賃金までの増額は、これに含みません。

- 対象賃金に、賞与（勤務成績や経営状況などに応じて支給されるもの）及び手当（住居手当、勤務手当、残業手当など）は含みません。
- 賃上げ前後の賃金は、ともに最低賃金を上回っているに達している必要があります。

(3) 賃上げ対象期間

- 申請日又は令和8年2月28日のいずれか早い日までの間に、賃上げ後の基本給単価を使用して計算された賃金を支給している必要があります。

4. 事前エントリー

(1) 事前エントリー

- 本奨励金の申請には、「事前エントリー」が必要です。
- 事前エントリーは、令和7年11月4日（火）午前10時から令和8年3月6日（金）午後5時まで、市の電子申請システムで受け付けます。
- 事前エントリーは先着順で受け付け、交付見込額が予算額に達した場合は、若干名を補欠として整理番号を付したうえで受付を終了します。

※弘前市電子申請システム

https://apply.e-tumo.jp/city-hirosaki-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19321



(2) 事前エントリーの結果通知

- 市は、事前エントリーを受け付けた順に交付申請ができる者（以下「交付対象候補者」という。）を決定し、その旨を当該候補者へ通知します。

- 市は、補欠として整理番号を付した者（以下「補欠候補者」という。）に対して、その旨を通知します。
- 市は、予算に余剰が生じたときは、補欠候補者を整理番号の順に繰り上げて交付対象候補者とすることができます、この場合、その旨を当該交付対象候補者へ通知します。

5. 交付申請

（1）交付申請

- 事前エントリーを行い、市から交付対象候補者である旨の通知があった事業者のみが交付申請できます。
- 候補者は、市が交付対象候補者である旨の通知を発出した日の翌日から起算して14日以内に交付申請書類を提出しなければなりません。
- 交付申請書類は郵送で弘前市賃上げ応援奨励金受付事務局へ提出することとなりますので、郵送に係る日数にご留意ください。
- 期限までに書類の提出がない場合又は必要書類を欠く場合は、交付対象候補者から除外されることとなります。

（2）交付申請書類（これらの書類以外の書類の提出を求める場合があります。）

- 弘前市賃上げ応援奨励金交付申請書兼請求書
- 賃上げ率算定表
- 誓約書
- 通帳の写し等の振込先口座を確認できるもの
- 申請者に係る情報を確認できる書類であって次に掲げるもの
 - ア 申請者が法人である場合 履歴事項全部証明書（申請時点から遡及して3か月以内に発行され、かつ、奨励金の申請日時点における代表者名の記載のあるものに限る。）の写し
 - イ 申請者が個人である場合 次に掲げるもの
 - (ア) 市内に住所を有することを確認できる書類
 - (イ) 市内に事業所を有することを確認できる書類
- 対象従業員に係る労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- 対象従業員に係る賃金台帳その他の賃上げ前後の基本給単価が分かる書類の写し
- 対象従業員に係る雇用保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（雇用期間の定めのある対象従業員に限る。）
- 市税等を滞納していないことを証する書類

6. 交付決定・振込

- 交付申請をしていただいた後、申請内容等について審査を行い、奨励金を交付することが適當と認められる場合は、奨励金の交付を決定し、交付決定通知書を送付いたします。

- 審査の結果、交付対象者としての要件を備えていないこと、賃上げの内容がベースアップに該当しないこと等により、奨励金を交付することが適当でないと認められる場合は、奨励金を交付しないことを決定し、不交付決定通知書を送付いたします。
- 交付決定後、あらかじめ指定いただいた口座へ奨励金を振込みいたします。